

市第51号議案

令和3年度横浜市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度横浜市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,028,834 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,064,705,676 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策事業費等を補正したいので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		404,006,321 ^{千円}	35,635,696 ^{千円}	439,642,017 ^{千円}
	1 国庫負担金	301,905,580	8,026,912	309,932,492
	2 国庫補助金	100,823,963	27,608,784	128,432,747
19 県支出金		94,498,597	1,089,359	95,587,956
	2 県補助金	20,369,912	1,089,359	21,459,271
22 繰入金		35,049,411	△ 2,000	35,047,411
	1 資産活用推進 基金繰入金	4,293,536	△ 2,000	4,291,536
23 繰越金		99,978	1,390,299	1,490,277
	1 繰越金	99,978	1,390,299	1,490,277
24 諸収入		250,925,623	480	250,926,103
	5 雑収入	13,592,852	480	13,593,332
25 市債		171,790,000	915,000	172,705,000
	1 市債	171,790,000	915,000	172,705,000
歳入合計		2,025,676,842	39,028,834	2,064,705,676

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		74,201,511 ^{千円}	△ 17,000 ^{千円}	74,184,511 ^{千円}
	4 財政費	3,261,182	△ 7,000	3,254,182
	5 税務費	13,197,333	△ 10,000	13,187,333
3 市民費		52,277,968	△ 496,511	51,781,457
	1 市民行政費	22,008,564	△ 200,182	21,808,382
	2 地域行政費	30,269,404	△ 296,329	29,973,075
4 文化観光費		18,471,621	779,718	19,251,339
	1 文化観光費	18,471,621	779,718	19,251,339
5 経済費		205,568,039	250,000	205,818,039
	1 経済費	205,568,039	250,000	205,818,039
6 こども青少年費		323,565,576	△ 14,902	323,550,674
	2 子育て支援費	195,604,392	△ 14,902	195,589,490
7 健康福祉費		395,577,388	36,466,049	432,043,437
	5 健康福祉施設整備費	9,713,764	△ 152,182	9,561,582
	6 公衆衛生費	65,797,844	34,859,570	100,657,414
	8 医療政策費	4,696,156	1,758,661	6,454,817
8 環境創造費		36,918,775	△ 25,000	36,893,775
	4 環境活動推進費	955,764	△ 5,000	950,764
	5 環境施設費	9,344,386	△ 20,000	9,324,386
10 建築費		24,271,771	△ 22,000	24,249,771
	2 住宅費	12,445,240	△ 22,000	12,423,240
11 都市整備費		19,357,814	1,690,752	21,048,566

市第51号

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 都市整備費	19,357,814 ^{千円}	1,690,752 ^{千円}	21,048,566 ^{千円}
13 港湾費		13,138,181	371,575	13,509,756
	1 港湾管理費	10,173,282	△ 24,000	10,149,282
	2 港湾整備費	2,964,899	395,575	3,360,474
14 消防費		40,799,905	46,153	40,846,058
	1 消防費	40,799,905	46,153	40,846,058
歳出合計		2,025,676,842	39,028,834	2,064,705,676

第2表 債務負担行為補正

1 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
西柴地域ケアプラザ（仮称） 及び西柴コミュニティハウス （仮称）用床取得に係る予算 外義務負担	令和4年度	限度額 300,000千円

2 本年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
青葉公会堂及び青葉スポーツセンター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 320,000千円	令和4年度	限度額 510,000千円
栄公会堂及び栄スポーツセンター天井改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度	限度額 230,000千円	令和4年度	限度額 390,000千円

3 過年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
末吉橋架替工事 請負契約の締結 に係る予算外義 務負担	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 5,000,000千円	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 5,800,000千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スポーツ施設整備費	千円 816,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	千円 667,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
地域施設整備費	2,664,000				2,414,000			
文化施設整備費	5,247,000				5,547,000			
健康福祉施設整備費	6,477,000				6,333,000			
市営住宅整備費	1,655,000				1,642,000			
都市交通費	8,745,000				8,733,000			
地域整備費	1,310,000				2,371,000			
港湾施設等改良費	3,000				125,000			
計	171,790,000							